所謂清国留学生取締規則事件の性格

——清末留日学生の一動向——

永井算巳
（信州大学助教授　文理学部）

はしがき

中華民国の国父孫文が、その自伝に於て、「及乙巳之秋、集合全国之英俊而成立革命同盟会於東京之日、吾始信革命大業可及身而成矣。……従此革命風潮一日千丈、其進歩之速、有出人意表者矣」（孫文学説第八章）と率直に肯定した通り、新中国誕生の途上に於て、兎も角も、三民主義を指導原理としつゝ結成された、乙巳、つまり、光緒31年（明治38年）の中国革命同盟会のもつ主体的条件としての歴史的意義は、確かに、軽視を許さぬものがある。然かも、この中国革命同盟会の主要構成基盤が、外ならぬ清末光緒年間に於ける留日学生の一群であつたこと、これ亦、周知の通りであつた。

この小論は、斯様な史的意義を荷う清末光緒年間の留日学生の生態動向を清末革命との関聯に於て見究めるべく、まづその手かゝりとして当時に於て、極めて、センセイショナルな一事件であつた、明治38年11月2日づけの日本文部省令第十九号「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」の公布をめぐつて惹起された所謂清国留学生取締規則事件をとりあげ、その性格を闡明しようとした一試論に外ならない。

一

「文部省令第十九号
清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ
明治三十八年十一月二日
文部大臣　久保田　譲

清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程

第一条　公立又ハ私立ノ学校ニ於テ清国人ノ入学ヲ許可セントスルトキハソノ入学願書ニ本邦所在ノ清国公館ノ紹介書ヲ添付セシムヘシ

第二条　公立又ハ私立ノ学校ニ於テハ清国人生徒ニ対シ本人ノ志望ニヨリソノ学校所定ノ学科目中一科目若ハ数科目ヲ闕カシムルコトヲ得

第三条　清国人ヲ入学セシムル公立又ハ私立ノ学校ニ於テハソノ教育ニ関スル職員ノ名簿清国人生徒ノ学籍簿出席簿及往復書類綴ヲ備フヘシ

前項ノ学籍簿ニハ生徒ノ氏名原簿年齢居所入学前ノ経歴入学ヲ紹介シタル官庁ノ名称官費私費ノ区別賞罰入学転学退学ノ年月日又其ノ学年卒業ノ年月日転学退学ノ事由等ヲ記載スヘシ

第四条　公立又ハ私立ノ学校ニ於テ清国人生徒ノ転学又ハ退学ヲ許可セントスルトキハソノ願書ニ本邦所在ノ清国公館ノ承認書ヲ添付セシムヘシ

第五条　清国人ヲ入学セシムル公立又ハ私立ノ学校ニ於テハ毎年一月及七月ノ二回ニ其前六箇月間ニ入学ヲ許可シタル清国人生徒ノ員数ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

前項ノ規定ハ清国人生徒ノ転学者及卒業者ニ関シ之ヲ準用ス

第六条　公立又ハ私立ノ学校ニ於テ清国人生徒卒業シ又ハ之ニ退学ヲ命ジタルトキハ一箇月以内ニソノ氏名及退学ヲ命シタル事由ヲ本人ノ入学ヲ紹介シタル清国公館ニ報告スヘシ

第七条　清国人ヲ入学セシムル公立又ハ私立ノ学校中文部大臣ニ於テ適当ト認ムルモノハ特ニ之ヲ選定シ清国政府ニ通告ス

第八条　公立又ハ私立ノ学校ニシテ前条ノ選定ヲ受ントスルトキハ管理者又ハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

但シ特別ノ規定ニヨリ既ニ開申シ若ハ認可ヲ得タル事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

一、清国人教育ニ関スル沿革

二、学則中清国人教育ニ関スル規定

三、学校長若ハ学校代表者ノ履歴

四、教員ノ氏名資格学業経歴及分担学科目

五、清国人生徒定員及学年学級別現在員数

六、清国人生徒校外監督ノ方法

七、清国人卒業者ノ員数及卒業後ノ情況

八、清国人生徒ニ充ツル校地校舎及寄宿舎ノ図面

九、経費及維持ノ方法

十、教科書教授用器具器械及標準ノ目録

前項第二号及第八号ノ変更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第九条　選定ヲウケタル公立又ハ私立ノ学校ニ於テハ清国人生徒ヲシテ寄宿舎又ハ学校ノ監督ニ属スル下宿等ニ寄泊セシメ校外ノ取締リヲナスヘシ

第十条　選定ヲウケタル公立又ハ私立ノ学校ハ他ノ学校ニ於テ性行不良ナルカ為メ退学ヲ命セラレタル清国人ヲ入学セシムルコトヲ得ス

第十一条　文部大臣ハ必要ト認メタルトキハ吏員ヲシテ選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ学校ノ試験ニ立会ハシメ又ハ試験問題及其ノ答案ヲ査閲セシ

メルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ試験ノ問題又ハ方法中不適当ト認メタルモノアルトキハ当該吏員ハソノ変更ヲ命スルコトヲ得

試験問題答案及成績表ハ少クトモ五箇年間之ヲ保存スヘシ

第十二条　選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ学校ニ於テハ毎学年終了後一箇月以内ニ其ノ清国人生徒ノ教育上ノ経過ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

第十三条　選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ学校ニシテ此規定ニ違背シ又ハソノ成績不良ナリト認メタルトキハ文部大臣ハソノ選定ヲ取消スコトアルヘシ

第十四条　本令ノ規定ニヨリ文部大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ経由スヘシ

第十五条　本令ノ規定ハ小学校及小学校ニ類スル各種学校ニ関シ之ヲ適用セス

本令ハ明治三十九年一月一日ヨリ施行ス」（官報6705号）

これが、省令の全文であるが、要するに、本令は、文部省当局の釈明や新民叢報の所論をまつ迄もなく、少く共、条項それ自体に関する限り、その主旨が、激増する留日学生善導の為に、とくに、所謂学商学店の撲滅を期しつゝ留日学生在校の公私立学校に対する文部省の監督統制を成文化し、以て日清友好の実を文教面を通じてあげようというに外ならないのであつて、そこには何等異議を挾むべき積極的根拠を見出し得ないとすべきであらう。にも不拘、本令一度公布をみるや、清末留日学生界は空前の緊張を示し、「青柳篤恒氏の論説に対するの意見」（12月26日朝日新聞）に所謂「吾人該省令に対して些の誤解なし吾人の反対する所のものは該省令そのものに在り其範囲意義の広狭如何は問はず」の一句に集約される強硬さを堅持しつゝ、駿河台の清国留学生会館を本部に路礦速成学堂学生を最初として弘文学院同文書院早稲田大学清国留学生部法政大学速成科明治大学経緯学堂の如き著名の私立学校在学生は無論のこと、一高高師の官立学校在校生乃至は実践女学校東洋女芸学校在学の女学生まで八千名を算へる留日学生が十二月五日前後より一斉にストライキに入り、自治規則を作成して組織的統制を整へ、当初の「両三日中には無事落着すべし」（12月7日朝日新聞）という一般の楽観的見透しも空しく、事態は意外に紛糾し、進歩党や新聞記者団の勧告、文部当局の釈明、教育関係者学校側の慰撫、或は、清国欽使揚枢の制止、とりわけ、終始一貫して本事件の為に居中調停の労をとつて奔走した東亜同文会長長岡護美子爵斡旋の努力も效いられず、二十日には、留学生の随意帰国の決議も行はれて、二千名の留日学生の退学帰国するあり（39年1月14日万朝報）、遂に、文部省当局も暫く事態の推移を静観すべく声明を発し、かくて、紛糾の表面的落着すら、翌年一月十三日に持越されるという重大な政治問題と化するに至つたのである。（日本新聞・国民新聞・叢報・順天時報）這般の事情を「嘉納先生伝」の著者は

「留学生と支那に勃興した革命運動との関係は密接なものがあり、……中略……日本は革命運動の温床の如くであつた。されば清国の官吏は革命思想を抱く青年が日本に留学することを防止せんとし駐日公使蔡鈞の如きは留学生派遣を停止せんことを清廷に密奏したことがあり此等極めて留学生を刺戟した時に文部省の取締規則発令されたるを以て留学生は文部省と公使館との間に連絡あるものと誤解したるがこの留学生の反対運動の動機であるようである。たとへ留学生の誤解であつたにもせよかゝる時機にかゝる取締規則を出したことは得策ではなかつた」（同書第三篇十四）

として、反対運動の「動機」が「誤解」に出で、「誤解」が「文部省と公使館との間に連絡あるもの」とした点にありとされているかにみえる。

成程、この所論は、例へば、当時、文部省令に逐条審議を加へつゝ「此規則之間接関係於我学生者、惟第一第四第九第十之四条、其餘則皆彼文部省直接監督彼国人所設立之学校者也」（新民叢報光緒三十一年第二十二号特別論説「記東京学界公憤事並述余之意見」並びに順天時報1162号—1173号掲載の同論説）従て、「此規則発布其最感不便者、当為日本人中専弁営利学校之輩而我国学生、雖稍有不便、顧其利益足以償其損害而有余也」（同上）と云ひ、事前の危惧が、かへつて「釈然」としたが故に、留日学生界の反対運動に直面して「乃万不料有今日之事」（同上）と嘆じた梁啓超が、既に、

「日本人皆言、此次風潮全由我学生誤解省令、吾以為誤解誠所不能免而所以誤解之遠因則尚有焉、平心論之、日本所以布此規則、其内情実有費人嫌猜之点」（同上）

と述べ、日本側の誤解説を肯定し乍らも、之に「遠因」あり「嫌猜之点」あるを指摘して

「然則我政府我公使、似嘗与聞此事実、有蛛糸馬跡之可尋而日本政府此挙、似出於一種陰謀政略、亦有不能掩者、故学生一見規則而憤怒遂起、亦有以召之者矣」（同上）

と評論を加へたところでもあつたことを想へば、傾聴に値する論断の如くでもある。

が然し、事実は果して、しかく「誤解」に過ぎなかつたであらうか。又、よしんば、誤解にすぎなかつたにもせよ、その誤解の実体は一体どのような性格を帯びていたのであるか。一片の文部省令の誤解に基いて、八千の留日学生が、何故にかくも長期に亘つて強硬熾烈な抵抗を試みたのであらうか。我々の追求すべき課題の焦点はまさしくこゝに在る。

二

では、省令の公布とその解釈をめぐつての、日本文部省側と留日学生界との見解、態度は、具体的に云つて、いかなるものであり、どの点に於て対立したのであらうか。

(イ) 文部省側の見解

① 木場次官談

「元来文部省令の発布は清国留学生を保護誘掖する為に設けたるものにして寧ろ其発表の機遅かりし位なるが今日我邦在留の清国学生を顧みるにその数、日々に増加し来りて現に清国公使館に於てさへ其の員数を明かにせず、警視庁の調査も殆んど亦同様の有様なれば文部省は彼等に対して相当の保護を加へんとするも殆んどその方法なく且つ多数の学生中には箸にも棒にもかゝらぬ者も少なからず各種の営利学校に入りて放縦淫靡学生の本分を忘るゝ者次第に多くなる有様なるより彼の省令を以て一面営利学校の取締を励行し一面に於て堕落留学生の刷新を謀らんとしたるものにして決して留学生の自由を拘束するの意志あるにあらず、従来、文部省は小中学高等女学校等に対しては厳重なる取締を為し来りたるも各雑種学校に対しては却て寛大に失したる傾きあるより旁々此際之を取締る必要ありたれば彼の省令には大臣の認許したる所謂選定学校に淳良なる留学生を入学せしむるの趣意をおきたる訳なり

尚ほ留学生中革命派に属する者多く此等は慥かに今回の省令によりて大打撃を蒙りたるに相違なく他は此等のために煽動せられたるに過ぎざれば該問題に対する文部省の意見些の変化する事なく省令を取消すが如きは敢へて為さざる所也

されば、彼等の中帰国する者に対しても敢へて之を止めざる方針にて他日彼等の誤解の釈くる日を待ち巡撫総督等とも交渉して意志の疏通を図り却て今後淳良なる留学生の到らんことを待つ考へなり云云」（読売新聞 12月15日）

② 沢柳普通学務局長談

「該問題に対する文部省の方針は省令に示せる文字以外何等蘊蓄する処なければ今更変更を加ふる必要なし　是を以て留学生の紛擾帰国に対しても只自然の趨勢に一任するのみにて素より政党員等の注意せる帰国学生に対して不穏なる警察権の力を仮るが如きは一向必要をみとめず唯留学生中短銃又は小刀を弄して意志弱き学生を負傷せしめたること等に対し厳重の処分を与ふるは国法の止むを得ざるものあるべし　既に今日にては留学生も単に学生の自由若くは清国の体面等云ふをやめて省令の疑義に付き質問する様になりたれば其の自ら省令の本旨を解して渙然氷釈の日来るや蓋し遠きに非ずと思料せり仮し然らずして八千の留学生悉く帰国するも文部省は毫も顧慮する所に非ず唯将来の地盤の堅固ならんことを期するのみ

今回の挙を目して独逸人仏蘭西人の使嗾に出でたりと云ふものあるも余は少く共日清両国の関係上将来彼の留学生の跡をたつが如き憂なきを信ずるなり」（同右 12月17日）

③ 文部省令第十九号の解釈（説明書）

一、文部省令第十九号「清国人を入学せしむるに公私立学校に関する規程」の精神は毫も清国留学生の自由を拘束せんとするものに非ずして之を入学せしむる学校を監督し留学生の利益を図るを目的とす

此規程中留学生に関係ある規定は明治三十四年文部省令第三号（中学校令施行規則）及び同三十六年同省令第三十四号（私立学校認定規則）に於

て日本の学生を入学せしむる学校に対するものの一部に該当し一面日清人の間に何等差別を設けざると同時に他面に於ては本邦学生に与へざる便宜を清国留学生に与ふるの余地あることは毫も従来と異ることなし　世上或は此規程を清国留学生取締規則と称するものあるが如きは便宜上より若くは誤解より来れるものに過ぎざるなり

一、同省令第一条は入学願書に本邦所在の清国公館の紹介書を添附せしむべきを規定せりと雖もこれ必ずしも公使館又は領事館の直接の紹介書を要すとの義に非ず　文部省は苟くも清国公館に於て確実なりと認めたる清国人（留学生会館幹事など）の紹介書は同一の効力ありと認む故に留学生は此規程によりて些の不便を感ずる事なかるべし

一、該省令第三条に規定せる「往復書類綴」の備付に就て留学生中或は信書の秘密を侵害さるゝが如く解釈するものありと雖も是れ甚だしき誤解にして条文の明示する如く学校に於ける校務上の往復書類を保存すべしとの規定なり毫も学生の私信に関するものに非ず（中学校令施行規則第三十四条第七項参照）

一、該省令中第一条より第六条迄は清国人を入学せしむべき一般の学校に関するものなりと雖も第七条以下は特に申請して選定をうけたる学校のみに関する規程なるが故に選定をうけざる学校に対しては毫も関係なきもの也

一、選定をうけたる学校而已に関する規定のうち留学生に関係あるものは第九条第十条及び第十一条の三箇条に過ぎず而も此三箇条と雖も学生の自治上に妨あるものに非ず

以下項を逐うて説明せむ

一、第九条は文部省が自ら解釈せるが如く留学生として安全なる勉学を得せしむるが為め学校をして下宿を取締らしむるを目的とするものにして前記各学校が選定をうけたる場合に於ても此規程の適用は単に風紀衛生等の点に就て下宿を監督するに過ぎず加之文部省は自炊其他の方法に依れる共同宿所の如きは寧ろ適当と認むるが故に留学生は此規定に依りて何等の不自由を感ずるの理由あるべからず

一、第十条は品行を紊り刑律に触るる等不良の行為あるが為めに他の学生に不良なる感化を及ぼすの虞あるものを入学せしめざるを目的とし日本人の学生に対しても亦此規定あり（中学校令施行規則第五十一条第一項）されば正当の理由に基く退学転学は固より之を拒むものに非ず而して此に謂ふ所の性行不良なりや否やは学校の認定する所にして清国公館又は文部省の与る所に非ず

一、第十一条の規定は日本学生を入学せしむる私立学校認定規則第三条と同一の趣旨に出でたるものにして日清人の間に差別を設くるものに非ず、以上（朝日新聞12月16日）

以上が、所謂留学生取締規則に対する文部省側の主要な見解と紛糾に関する態度であるが、それは、要するに、日清戦争を契機として「積弱維新」（欽氷室専集戊戌政変記）を自覚せしめられた清朝が、駐日欽使裕庚の斡旋で欧米派遣におくれること凡そ二十年、光緒22年ともかくも、官費留日学生十三名を日本に派遣したのを最初（宏文学院一覧）とし、24年の戊戌政変を経て西太后政権の樹立をみるや、義和拳匪事件にぬきさしならぬ情勢へと追込められ、こゝに、27年5月6月の、両江総督劉坤一、湖広総督張之洞の第一次より第三次に及ぶ「会奏変法事

宜」（光緒政要巻二十七）に代表される如き「変法自強」論が擡頭して変法自強の基礎的前提としての「興学育才」が叫ばれ、且つ、その必須的補充手段として「遊学」の必要性が高唱され、とりわけ、「地近、情通、費省、効速」（光緒朝中日交渉史料巻68五〇一七）という地理的経済的文化的政治的諸条件の有利性が、

「中国与日本地属同洲、政体民情最為近切、若議変法之大綱似宜仿倣日本、蓋、法美等国皆以共和民主為政体、中国断不能仿倣而日本立国之基、実遵守夫中国先聖之道、因見列強逼処、非変法無以自存、於是、壱意立憲以尊君権而固民志、考其立憲政体雖取法於英徳等国、然於中国先聖之道仍遵守而弗墜、是以国本不揺有利無弊、蓋日本所変者治法而非常経与聖訓正相符合、即中国輿論、亦以日本之変法参酌得宜最可仿倣」（新纂約章大全巻四十日本国部遊学門「出使日本大臣塩袁特設法政速成科学致授遊学官紳以急先務而求失学揭片」）

という日本変法観即ち明治維新観並びに、清廷それ自体の変法自強志向のありかたとからみあつて、「事半功倍」の留学日本が「権宜の法」（嘉納先生伝）として「速成」を主眼としつゝ（光緒朝中日交渉史料巻68五〇三二）熱心に奨励されることとなり、27年8月6日の「造就人才為当今急務云云」の上諭（新纂約章大全巻七十各国公共部遊学門管学大臣奏派学生前赴東西洋各国遊学摺）に本格化して、翌年、早くも五六百名を数へるに至つた。留日学生（行人失辞、光緒朝中日交渉史料巻66四八二七）が、30年から31年にかけての日露戦争という強烈な外的刺戟（順天時報1016号）と31年8月の「諭立停科挙以広学校」（光緒政要巻三十一）という「政治上之一大変革」（順天時報1297号）とに影響されて（光緒朝中日交渉史料巻69五〇八九）俄然、飛躍的増加を示し、「近時中国学生留学于日本者、項背相望、毎次輪船所附載、至少亦有十数名、現在上海阻于石尤風者、尚不下三四百人云」（順天時報1016号）とか、「五年以前、中国留学生之在日本者数十人耳、其在欧美則使館之学生与官遣之二二人耳、一旦風気既開、熱潮湧沸、在日本者已達八千、美二三百、欧州列国四五百、他国縱極風潮之頂点亦断無有能步此後塵者」（同報1026号）とか、乃至は「遊学日本者独佔多数、初則数百人、継則数千人、今則将及万四千名矣、自有世界以来学界交通、未聞有如是之盛者也」（同報1362―1365号）とまで誇称される盛況を呈するに至つた。いま、這般の消息を、順天時報、新纂約章大全、光緒朝中日交渉史料等によつて、グラフにすると左の通りとなる。玆にあげられた数字が極めて杜撰不完全な概数にすぎないことは、木場次官談に徴しても明らかであるが、それにしても30年以降の激増振りは之を否定しうべくもない。

ところで、かような空前の量的激増は、そこにいくつかの新しい問題を孕んできた。ひとつは「中国東渡留学生現在計有一万六七千名之多、所有東京各処学校已無収容之餘地此来漸告狭隘、間或有婉謝其入学者、聞日文部省現正悉心籌画務期英負留学之志」（順天時報1350号）とか、「支那留学生之東渡者、今在学外間遊不得入堂有三千餘人焉、以此三千餘人之衆、欲進校而不能、欲帰国而不可、東奔西走、遑無所之、是非急謀位置、不足以慰衆留学生之心」（同上1365号）とか云はれた日本側諸学校の収容能力の狭隘化、受入体制の不備のかもし出す問題であり、ふたつには「現在中国留学生在東京者、約一万余名併各地方学校留学者共計一万三四千名左右、為数甚多、此来負笈而至亦復踵相接、一年両年次以後、将達五六万名、此非尋常

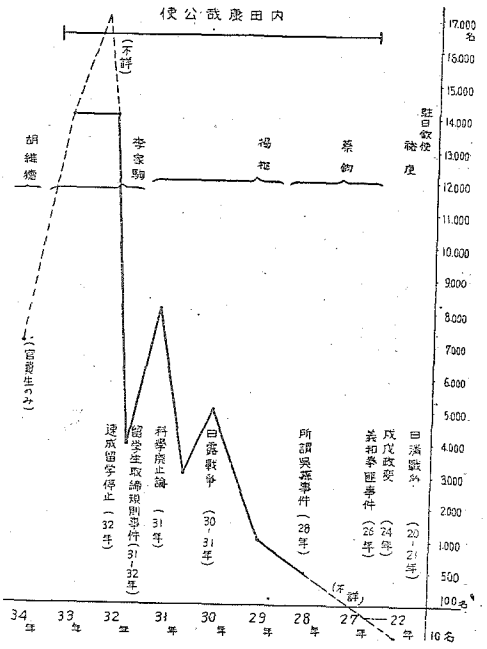

弊一摺、学生出洋肄業原為儲才起見、豈容濫竽充数、若如所奏、近来学生出洋務求染習気流弊滋多殊非慎重名器之意」（光緒朝中日交渉史料「外務部奏議覆商約大臣呂海寰奏陳派遣学生出洋游学宜防偏重以杜流弊事」）或は、駐日欽使楊枢より「近数年間各省官費自費生到東游学者、日増月盛、其中循規蹈矩、専務学業者固多、而縱性任情、好為横議者、亦在所不免」（約章成案匯覽乙編巻三十二上「出使日本大臣楊枢奏陳兼管学務情形摺」）、或は、管学大臣から「再査近年自備資斧出洋游学学生、多年少未学不明事理三人、於時局実在情形、弁事艱難之故、毫無閲歴故、嘗然不靖流弊甚多」（新編約章大全巻三十八日本国部游学門「管学大臣等奬励聯官游歴游学章程片」）と可成り心痛された「中国留学生内有属孫逸仙之党派遵奉革命主義者」（順天時報1062号）という革命化の傾向と倶に、例へば、順天時報854号の「学生錮習」に所謂「中国之学生、無論由官派往、或自願就学、其学資、均較日本学生之豊裕、故往往常川出入于酒楼妓館恣意遊蕩、楽而忘返多有荒棄学業、相率而堕落者不可勝計、先来者既作俑于前而続到者更尤而効之、其腐敗之情形、甚至于不可救薬」や、明治38年1月号「中央公論」所収の寺田勇吉の「清国留学生問題」に痛烈な冷評批判を浴せかけられ、梁啓超をして「疇昔望を学生団体に属すること最も殷なる者今は則ち漸く失望の色を呈するものあり」（新民叢報28年第15号）と痛嘆せしめ、つゞいて「他国之学生所求者学而已、中国則於学之外更有事焉、不然則学雖成安所用之」と云ひ「乃諸君中或有備以閉戸自精、不問時事為学者、唯一之本分、是吾所未解一也云云」（同報「敬告留学生諸君」）と「中国将来主人」たる留日学生に中国維新の「天職」ある所以をうったへてやまぬところあらしめる有様で、「速成師範」「速成政法」それに「普通科学生」が絶対多数をしめ、大学入学の資格あるもの五千人中僅か数名といひ（順天時報855号「敬告維新志士」）速成科60％普通科30％高専入学者3―4％大学入学者1％（光緒朝中日交渉史料巻72五四〇四）という留所能取締以昭約束也、留学大略分作三種、一係政府選派生、二係各省選派生、三係自費生、此皆所以貢献中国異日之文明、抱負極重、希望甚雄、尤不宜沈湎酒色致荒怠之遺誚也、奈何東従西走、徒与無賴為伍、時或即政治暨外交等問題、私意揑造電報以藉抒本国要路人士之憤怨並或貽累、節署之保護者、近日漸致有三千余名焉、前由本大臣向本国政府具摺稟告経已存案矣」（同報1358号）という楊枢の談話、乃至は、「中韓両国学生遊学于日本者、数日加増計実過万人之譜、然其内素行不修恬然無恥之徒、実為不少、此輩群居終日言不及義、誘引善良、陥於卑苟汚賤、或亦反為無賴致為日人之所乗、倘聴其逞性妄為不惟両国学生自相勾串而就其不義之行為、実有使日本少年染習為悪之虞云云」（同報1062号）の、留学生の「良莠不斉」という質の問題がそれである。特に、量の加増に伴ふ質の問題は、デカタンスと革命化の混合現象として顕著なものがあり、28年の所謂呉孫事件（拙稿「所謂呉孫事件に就て」参照）以来、或は、外務部に於て「疎云前奉上諭呂海寰奏出洋肄業学生宜防偏重以杜流

日学生界の景況は、たしかに、清廷並びに日本文部当局にとつて放置を許さぬところであつたと云へるであらう。一般に、留日学生の学資が潤沢で生活に余裕のあつたことは、順天時報1016号の「在日中国留学生」の「富家之子弟居多」の項に、自費留学生を中心に言及し「蓋如斯之奢侈実為日本学生所未曾夢睹者云云」と述べているに徴しても想見出来ようが、官費留学生も文武両科部門による相異はあるものの、陸軍学生で一人当り毎年約銀三百両の学費と毎月銀五元の雑費（新編約章大全巻三十八・附録選派陸軍学生分班游学章程）、文科部門で、普通科私立大学高専学生が毎人毎年日金四百元、官立高専学生が日金四百五十元、官立大学生が同じく五百元の学費支給（新編約章大全巻六十一酌改管理日本游学生監督処章程）であり而も弘文学院の寄宿経費が毎月二十五円（順天時報1016号在日中国留学生）であつたことを思へば、決して冷遇には非ず、当時の日本諸物価の水準からみれば、日本学生生活の上位に位していたに違ひない。従て、激増する留日学生の渡来と倶に、デカタンスが俎上にあげられてくるのも故なしとしないのであるが、この場合、とりわけ、批判の対象となつたのが、官費派遣のそれよりも資金自弁の留学生側に多かつたであらうことも推察に難くない。何故かと云うに、彼等は、単に、経済的に富裕であつた許りでなく、身分上からも、政府乃至各省派遣の監督員の管理下におかれた官費生、公費生と異なり、可成り、自由放任されて拘束される処なく（順天時報1016号）、それ故、32年、楊枢によつて密陳された「扶利祿功名之見而来、務為苟且、得一知半解之学而去、無補文明」（新編約章大全巻四十出使日本大臣楊枢陳游学生在東情形並等擬弁法摺）という留日学生界の情形や「日本普通学堂専為中国学生設者如成城学校等三個処、尚称完備、然不完備者則不下十余処、有以三箇月畢業者、有以六箇月畢業者、甚至学科有由学生自定者、迎合学生之意、学生即喜入之而不能禁、」（同上）という留日学生を好餌として憚らぬ営利主義のインチキ私立学校即ち学商学店を下宿屋稼業と並んで繁昌させた有名無実の留学生が、より多く私費留学生の側にあつたであらうからである。

とまれ、如斯き留日学生界の情勢に善処すべく、日本文部省に於て立案公布されようとしたのが、外ならぬ、上掲の省令第十九号「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」十五条であると主張するのが文部省側の見解であつた訳で、「説明書」に正式に表明されてある如く、文部省は、第一第九第十の各条に重点をおきつゝ、条文解釈を明確にするという態度を以て留学生側の「誤解」をとくべく「毫も清国留学生の自由を拘束せんとするものに非ずして之を入学せしむる学校を監督し留学生の利益を図るを目的とす」る「精神」の闡明に努力を傾け、而も猶且つ留学生側に於て釈然としないならば退学帰国又止むなしとする、それなりに一貫した態度をとつたようである。

(ロ) 留日学生界の見解

① 程家檉「清国留学生取締規程に反対の理由」（朝日新聞12月10日11日）

「新聞紙曰く清国学生が該省令を余り狭義に解釈したる結果は不満云云、然れども是れ最も事情に疎き観察と云ふべし、何となれば吾人の憤る所は文部省が吾人の頭上に特別の取締を加へんとする事実に在りて其規定の内容は問ふ所にあらざればなり、吾人は断じて受けざらんと欲す、何ぞ其内容の廣狭寛厳を問はんや、夫れ日本には日本の学生に関する規定あり、吾人来りて日本の教育を受く当事者宜しく其自国の学生を教育する所を以て吾人を教育し自国の学生を取締る所を以て吾人を取締るべし、斯くの如くんば吾人は喜んで其教育を受け喜んで其取締を受くへし、即ち事簡にして効挙がる、然るに文部省が特に一種の省令を以て吾人が頭上に加ふるはこれ吾人と日本学生とを別つなり、吾人の日本学校に在るや日本学生と同一の待遇を受くべきを知る未だ日本学生以外の規定を以て取締を受くる理由を知らざる也、これ吾人の該省令を憤る所にして其規程の如何に広義なるも又いかに寛大なるも吾人の断じて服従する能はざる所以也……中略……況んや留学生取締規則なるもの世界何れの処にも其例なくして単り日本に発布され偶々吾人の頭上に加へんとするに於てをや吾人は絶体に該省令を拒絶せざる能はざるなり……日本文部省にして清国留学生の信に多く来らん事を欲し之を指導誘掖して其新智を開発し以て東亜の発展を実にせんと欲せば宜しく従来の如く簡易以て之に臨むべし決して特種の省令を加ふべからざるなり

如今、清国学生の東京に在るもの……其数実に九千人……今や文部省の省令に対し其不法に激し其無意義を憤り、之を受くるを以て深恥極辱となし之を日本政府に要求し誓つて之が廃止を期するに於て九千茲に一体となり又た一人の異議を唱ふるなし、則ち一昨日を以て九千の学生袂を連ねて休学したる所以也…但し今回の休学たる各自胸中の不平期せずして一時に激発したるもの固より予謀して然るに非ずと雖も左れども学生の身にして其学業を抛棄して自家の体面を維持せんと欲す、これ固より非常の決心あるにあらずんば能はず、故に吾人は休校に先立ち予め学校幹事に対して吾人の胸中を披瀝し幹事又吾人の心志を諒とし而して後吾人は同盟休校を為せり、即ち若し吾人の意思にして貫徹せずんば吾人は甘んじて日本を去るのみ已に能く自ら来る爰ぞ能く自ら去らざる天地悠々世界到る処吾人の翺翔に任ず已に自国の専制を悪みこれを擯き除かんと志す、又何の必要ありて欝々異国の専政を受けんや

新聞紙曰く清国人の特有性なる放縦卑劣の意志より出たる団結も亦頗る薄弱云云と吾人は今日斯る不謹慎なる言議の寧ろ事を破るを恐る、嗚呼放縦卑劣は清国人の特有なる乎……

或は曰く清国留学生中往々醜聞を流すものありこれ取締の必要ある所以なりと、吾人も亦吾が学生中に醜漢あるを聞く然れども茲に良あれば茲に莠あり九千の学生中豈に多少の悪劣書生の側列するなからんや、これ蓋し、日本に徴し欧米に徴して免かれざる所未だ以て省令発布の理由となすに足らざるなり

之を要するに該省令たる有つて益なく無くて差支へなき一個無用の長物となり徒らに事を多くして清国学生の悪情を惹くに過ぎず、吾人は斯る省令の早く廃止されん事を文部当局に熱望すると同時に世上の識者が事実を講究して適当の解釈を下さん事を切望す即ち吾人の衷情や斯くの如く切なり然れども吾人聊か辞儀を解す吾人は断じて疎暴の挙動を為さざるべし　吾人は士君子の態度をとつて本件を終始せん事を揚言す」

② 総代の進歩党訪問（毎日新聞 12月16日）

「今総代の云ふ処を聞くに

過般留学生取締規程の発布あるや留学生総代として七八名の学生清国公使館を訪ひ公使に面会して該規則の方法なる点をあげ之が廃止に至る様盡力を懇談しおきたるも如何なる間違ひなりしか該総代に陳情は毫も公使に徹底せざりしものの如く彼是れする内終に今回の紛擾をみるに至りたる次第なるが該規程に対する留学生側の不平は「私費留学生と雖も其本邦学校に入学せんとするに際しては清国公使の証明を受くべし」と云ふ点にあり、蓋し此規程を励行せらるゝ場合とならんか清国私費留学生の大部は所謂清国公使館に制肘をうけ学問の自由を失ひ終には日本遊学の目的を達する能はざるに至るの恐れあり、清国留学生と雖も日本の諸学校に入学する以上は校則従以て検束を受くることは固より当然のことなるを以て此辺に付ては従来何等の不平を唱へたることなきも今回の、留学生のみに対し特別の検束を加ふるものにして真に不当の甚だしきものあり、夫れも清国政府の制定発布にかゝる規程なれば留学生に於て之に服従するとせざるとは其自由なるも一旦日本の法律として発布せらるゝ以上は飽迄も之に服従の義務を負はざるべからざるを以て清国留学生の苦痛は普通のことにあらざるなり、只だ該規定の発布をみて徒らに喧々囂々を極め直ちに帰国したるが如きは聊か不穏の傾きあり、這は総代に於ても認むる処なれども如何せん在留日猶ほ浅く日本の国情に通ぜざるの結果は他に適当なる救済方法を発見する能はず終に以上の結果をみるに至れりと云ふにある由」

③ 清国留学生の真意（読売新聞12月16日）

「今回の騒擾の原因は何等日本政府に対する恩怨の意あるにあらず又或は本国の所謂改革党なるものと何等の関係なし今回の事件に就き吾等の騒擾を起せし原因は全く今回新に制定せられたる清国留学生取締規則なるものが学校の選定公使の紹介を要することにありて右は全く学問の自由を束縛せるものと謂ふべく殊に斯くの如き取締規則が日本文部省に於て制定されたるに至りては吾等到底之に服従する能はず、尚右取締規則にして清国留学生に限らず内外総ての学生を取締るならば吾等固より之に対して不服を唱へざるべしと雖も特に吾等清国人に限られたるは清国の体面上忍ぶ能はざる所にして吾等は初め揚公使を訪ひて吾等の意見を陳述する所ありしも遂に容れられず、日本の内情には不通にして之が運動の手続方法を知らず止むなく斯る騒擾を来し遂に世の誤解を招くに至れるにて既に帰国の途に就きしもの熟議の末になりしにあらず各自随意の行動なり云云」

④ 清国留学生の歴訪（万朝報12月16日）

「清国の国情は他と異なりて官民上下の間乖離して一致せず往々相反目するを以て其の利害の相反するが為め公使館に向つて留学生の保護を公平に望むべからず、公使は往々学生を敵視して無用の干渉を用ふるの形跡あること及び学生の取締に就て内外の区別をたつるは不穏当にして特に清国学生の為に文部省令を発するの必要を認めざること、この二点は即ち今回騒擾の主因にして世間に流布するが如き革命的危険分子は現留学生中には之無きのみならず我々は康有為一派の行動に慊焉たならず常に着実なる手段を執りて清国の改革を行はんと欲するものなり、又過般の大騒動にて学生会館の組織も瓦解せしを以て今度その組織を改め今後穏当なる手段方法を以て運動することに決定し居れり」

⑤ 「青柳篤恒氏の論説に対するの意見」（支那留学生の一人吼獅投稿 朝日新聞12月26日）

「吾人の日本に来遊する目的は学問殊に各個人に取り適当なる学問を求むるに在るが故に学問選択の自由は吾人の最も重要視する所のものなり且つ吾人日本に在留して普通の刑罰法に服従し警察規則に服従し各学校の規則に遵従することは固より辞さざる所と雖も此外の特別規則は決して之を

服従すべからざるの理由及び該省令は文部省当局者の吾人を誘掖すると雖も他方に於て省令発布の必要及び之を服従せざるべからざるの理由を見出すこと能はざるを以て寧ろ其好意を却けて受けざる也

上述の理由に基き故に吾人該省令に対して些かの誤解なし吾人の反対する所のものは該省令その者にあり其範囲意義の広狭如何は問はず数週間来吾人皆休校して帰国の準備をなし一方に糾察員を公挙して自治規則を励行し他方に代表者を選挙して在野諸君子と相周旋す不意、青柳氏は斯の如き挙動を以て「不穏過激の手段に出でたる騒動」なると目せらるゝことは言之太過、吾人決して之を承諾せず……

抑も吾儕は亦青柳氏に奇語せんとするを欲す、青柳君「公私の分るゝ所」は吾儕君の言を待たずして既に知れたる所也然るに「其国家に忠なる所以にして又東亜の大局に資する者」云云吾儕君の議論を徴して大いに躊躇する所有らざるを得ず」

⑥「学界大多数対於此規則之批評」（新民叢報第三年第二十二号特別論説「記東京学界公憤事並述余之意見」）

(一) 此規則之名清国留学生取締規則也故無論其内容奈何、吾輩義不可忍受、何以故、以損辱我国権故、日本人留学於欧美各国者、寧乏人、何以不聞某国有取締日本学生之規則、即我国人留学他国者、寧止一日本、何以不聞某国開日本之先例、別為規則以取締我也、若是夫彼日本明蔑視我国権也

(二) 此規則之名、原清韓留学生取締規則也、不過恐我国不認、姑為朝三暮四之計、去韓留清之爾、夫其儕我使与受彼保護之韓為伍、是可忍孰不可忍

(三) 規則第一、第四条言入学転学他経公使之介紹承認、明侵害我入学自由

(四) 規則中有侵害我書信祕密自由之件

(五) 規則中有学生卒業後、将姓名通告於我国政府、請其登用之語、是日本人欲結好我政府愚弄我学生以握我教育権且漸干預我用人行政之権

(六) 規則第九条剝奪我居住自由権、査日本惟待娼妓乃有勒令居住於指定地所之制、是娼妓我也

(七) 規則第十条性行不良一語、不知、以何者為良不良之標準、広義狭義之解釈界説漠然、万一我輩有持革命主義為北京政府所忌者、可以援意日本、意誣指為性行不良、絶我入学之略、其設計之狼毒不可思議

これが、文部省側に正面から対決を挑んだ留日学生界の見解であるが、右の引例のうち、十二月十六日付け万朝報に、革命的危険分子、康有為一派、とある点は、同日付け、朝日新聞には「自分らは本国目下の状態に就ては秩序的改革を期するものにして決して孫逸仙一派の如き革命的の意見を有するものに非ず云云」とあり、又、二十六日付け、朝日新聞の「青柳篤恒氏の論説」とは、早稲田大学教授青柳篤恒氏の前後四回に亘る朝日新聞掲載の論説、即ち、支那留学生問題に就て（十二月十七日）、再び支那留学生問題に就て（十二月二日）、三度び支那留学生問題に就て（十二月八日）、四度び支那留学生問題に就て（十二月二十四日）、とりわけ、最後の論説への反駁であるが、青柳教授の該事件に対する態度は、十二月八日付けの所説に云う「知らずや該規則制定の精神は留学生保護の誠意に出でたるものなることを、彼等我邦に来遊して文部省保護の下に教育をうくるよしみを思はず却りて其意義を曲解して凌辱をうくるものなりと声言す、ホザイタリと云ふべし、支那留学生は吾人に逼るに常に其議にしてきかれずんば帰国すべしてふ口実を以て最も鋭利なる武器と思惟す、然りこの簡単なる示威的文句は我邦に於ける或る一部の支那教育家に対しては確かに有効なり、然りと雖も彼等の帰国退学我に於て何かあらん、去らしむべし退学せしむべし袂を連ねて帰国せしむべし、……中略…

…若しよくこの機会を利用して強硬に施す所あらば学校に対する彼等の軽侮心一掃せらるべし、国家の体面威信は確実に維持せらるべし云云」に明白贅言を要しないであらう。更に、当時に於ける留日学生界の見解態度を比較的要領よくまとめたものと思惟される新民叢報の七項目は、所謂「体面論」と称せられた㈠、㈡と㈤に於て、日露戦争の勝利に昂然たる日本が、アジアの盟主を気負つて韓国を抑へ満州に手を延ばして東亜市場に制覇せんとする秋、一面、厳粛なる事実として之を肯定しつゝも他面かへつてその故に祖国の悲運に泣く留日学生の民族解放、祖国独立への心情をよみとるべく、㈢、㈣、㈥に於て、自由を基本的人権と謳歌してやまぬ近代的知性にたつデモクラシー的志向の躍動を、そして、㈤、㈦の両項に、日本の帝国主義化を警戒し之にレヂスタンスしようと試みると倶にこの日本帝国主義と結んで自家の保全を計らうと焦る西太后政府に向ひ、果敢な対決をいどむ留日学生の云はゞ反帝反封建的姿勢の萌芽を窺知出来るのではあるまいか。（猶、この点に関しては朝日新聞12月12日の北京会議「留学生満約争議」が興味深い）然かも、当時の日本は、政治的には、絶対主義との妥協のうへにではあるが、ともかくも、日本最初の政党内閣であつた板隈内閣が、明治31年6月一旦誕生をみたものの、政党撲滅を使命としてたつた「蠻勇内閣」たる第二次山県内閣、第四次伊藤内閣、桂内閣、という絶対主義者の連続波状攻撃の前に脆くも潰滅し、幸徳秋水の「嗚呼自由党死す矣而して其光栄ある歴史は全く抹殺さる」（万朝報37年8月30日「自由党を祭る文」）云云の挽歌に送られて、茲に、西園寺内閣の組閣をみた前後であり、経済的には、内に、貿易と工業発展の成果としての資本の蓄積集中が、やがて、カルテルを形成させ、日本資本主義をして所謂帝国主義段階に到らしめる契機をなした日露戦争の直後で、鉄道と銀行の企業熱とを特徴的現象とし乍ら、日本資本主義が急展開を遂げつゝあつた時期に当つて居り、外に対しては、満鉄を中核として「陽に鉄道経営の仮面を装い陰に百般の施設を実行」せんとする（創立委員長兒玉参謀総長の言）、云はゞ、資本の貧弱を「領土獲得の政策」で補うとする「帝国の植民政策」（初代総戦後藤新平の言）の決定をみる迄、とくに、満洲に於ける米英の門戸開放政策の攻勢に苦悩しつゞけ乍らも、満洲経営をめぐつて、日清両国間に友好的な「妥協の方法」を見出すべく、真剣な努力が注がれていた時期でもあつた。（明治政治史アテネ新書）明治39年1月に組閣された西園寺内閣が、第二十二回帝国議会に臨んで

「外ニアリマシテハ帝国ガ満洲ニ於テ獲得シタル利権ノ実効ヲ収メ韓国トノ協約ニ基キ保護ヲ完ウスルニ於テ遺算ナク指導啓発ノ道ニ於テ缺クルトコロナキヲ務ムルハ共ニ急要措クベカラザルコトト考ヘマス

又清国ト益々親睦ヲ敦ウシ我帝国ノ至誠ヲ貫徹セシメ共ニ文化ノ嚮ニ併進スルハ齊シク外交ノ急務デゴザイマス」

と「帝国ノ光栄ヲ無窮ニ伝ヘ帝国ノ利権ヲ伸張」すべく「戦後経営ノ大計」を表明したのは、その否定すべからざる例証であつた。従て、光緒年間に於ける北京政府の留学生派遣に就ても、例へば、「山東道監察御史楊深秀請議遊学日本章程片」（光緒朝中日交渉史料巻51、三六六八）や「総

署奏遵議選生徒遊学日本事宜片」（新舊約章大全巻四十日本国部遊学門）「外務部請派員外郎汪大燮為赴日本游学生監督摺」（光緒中日交渉史料巻66四八二六）とか「出使日本大臣楊奏陳兼管学務情形摺」（新舊約章大全巻四十日本国部遊学門）、「出使日本大臣楊奏特設法政速成科学教授游学官紳以急先務而求実效摺片」（同右）（光緒朝中日交渉史料巻68、五〇三二、附件一）等にも述べられている如く、日本側は当初から文武朝野共に友好的であり、積極的ですらあつた。而もそうした好意的態度が、如上の国是の文教面に於ける投影であり、自己限定に外ならなかつた事実は、近衛篤麿長岡護美を代表とする東亜同文会の綱領が、一支那を保全す、一支那及朝鮮の改善を助成す、一支那及朝鮮の時事を討究しその実行を期す。一国論を興起す、とあり、又、上田万年博士の「清国留学生に就きて」（明治31年8月太陽）が「今回の留学生の如き清国独立の上にも日清提携の一致のうへにも与りて大に力あるものにして単に学術研究の為に我邦より欧米に派遣せられたる留学生と異り殊に我邦に於て保護奨励する必要あるものなれば……帝国一般の力を以て彼等の成功を助くべき所置方法を定むべき筈」と云ひ、更に、上記、青柳教授が、国際的視野に於て留学生問題をとりあげつゝ「一人の支那青年を多く養成するは日本の勢力を一歩支那大陸に進むる所以の大計」（外交時報一二二号「支那人教育と日米独間の国際的競争」）と力説し、現前に激増する留日学生の情態を目して、明治三十八年一月「これ我国民が血と涙とを以て成功し若くは成効しつゝある日清戦後及び日露戦争の効果の大部分を占むるものとみて不可なかるべし」（中央公論一月号「清国留学生問題」）と断じた寺田勇吉等がその一班とされるであらうが、欧米列強が、留日学生問題に相当の関心を寄せていた事実は、取締規則事件紛糾の際、沢柳局長談にも触れられて居り、二六新聞（1512 17月）が、いち早く「独仏公使は今回の事件をみて、奇貨措くべしとなし各本国に打電して此留学生を自国に於て教育せしめんと奔走しつゝありと伝へらる云云」との噂をのせ、且つ「恐るゝところは之により排日熱をたかめ近時日英両国に対抗の姿勢をとれるドイツ国が山東省の徴兵より一転して更に清国民に独国式教育を施さんと計画せる昨今の騒動に徴するも独り我国に於ける留学生の消長問題にあらずして恐らくは我邦万年の悔をのこさんこれ昨今の政界に於て漸く重要視するに至れる所以なり」と論じて「文部省の処置は大なる失態」と非難した点及び清国留学生の渡日を「清国人の日本化」（38年6月号中央公論所収、桑港クロニエル）と警戒しつゝ、自らは拳匪事件の賠償金を自国への留学奨励の為の経費に充当すべく清朝に申入れをした米国の行動に徴して、可成り信憑性があつたとしなければならない。

ともあれ、かような国際環境、就中、日本社会のたゞなかにあつて、留日学生界は、公使の紹介、学校の選定規定条項等が学問の自由の侵害に外ならぬという自由平等のデモクラシー原理に立脚した主張のうちに、省令の条項解釈の広狭如何ではなくして、問題の所在は本令の施行それ自体にあるとして、彼等の「頭上に特別の取締を加へんとする事実」を「断じて受けざらんと欲す」として峻拒し「已に自国の専制を悪み之を擯き除かんと志す又何の必要ありて欝々異国の専政をうけんや」と喝破し、有害無益「一個無用の長物」た

る「省令発布の必要」と「之を服従せざる可からざるの理由を見出すこと能はざる」が故に彼等を善導誘掖せんとする文部省の「好意を却けて受けざる也」と断じ「吾人該省令に対して些の誤解なし」と揚言して憚らなかつた。だからこそ、文部省の釈明あつて紹介書問題の如き相当の修正をみ、之によつて、留日学生「反抗の大眼目を失はしめ」たとの論評すらあつたに不拘、陳天華の大森海岸に於ける投水憤死事件の如きを交へつゝ、全般的にみて、二六新聞、新民叢報が当時率直に肯定した通り、日本朝野の四面楚歌的零囲気の内にあり乍らも、彼等は整然たる闘争態勢に熾烈な決意をひめて終始したのであつた。

では、紛糾の真相、云はゞ誤解の実体は、果して何処に、そして又、いかなる性格を有していたのであらうか。

三

糾紛の真相究明の為の手がかりとして、まづ注目すべきは、

「文部省は……種々の方法に於て彼の留学生の最も至難とする清国官署の証明書附与に関する点に至る迄も夫れ夫れ諭示したるも彼等留学生の騒擾は別に原因の存するありて一も二もなく省令の撤去を主張し殆んど救済の策なきを以て文部省は此際断然彼等の為すが儘に放任することに決し云云」（朝日新聞12月15日）

「清国留学生紛擾事件は表面は此程文部省に於て制定せる学生取締規則の誤解に基因せるが如しと雖も彼等学生の多数は動もすれば清朝に反抗の意を有し満奴揚枢斬らざれば已まず杯と檄文を発し居ることを始めのうちは種々当局に於ても右規則の誤解を説き鎮静ならしめんとしたれども右の有様なれば如何とも為し難く彼等の眞意もほゞ洞見するに足るものあれば此際別に鎮撫の方法をとらず暫く放任の筈なりと」（毎日新聞12月16日）

右にいう「別に原因の存するあり」の、別の「原因」とか、「誤解に基因」するというのは「表面」で「真意」は異るとする記事であらう。留日学生界に於て、清朝の存在、北京政府の現状に対し、慊焉たらざるものをもち、清廷によつても警戒痛心すべき傾向の底流していた事は、上述のうちに、既に、明瞭と思うが、31年の夏は、孫文の帰来を期として、黄興、張継、陳天華、馮自由、程家檉、汪兆銘、宋教仁らそれにやゝ遅れて、章炳麟、秋瑾女史らが参加して「駆除韃虜、恢復中華、創立民国、平均地権」（孫総理全書）をスローガンとした共和民族革命戦線の大同団結が実現し、七月十三日には麹町富士見楼に於て、留日学生主催のもとに盛大な孫文歓迎会が開催され、参加学生千三百名を前に

「鄙人往年提倡民族主義、応而和之者特会党耳、至於中流社会以上之人、実為寥寥、乃曾幾何時、思想進歩、民族主義大有一日千里之勢、充布於各種社会之中、殆無不認革命為必要者、雖以鄙人之愚、以其曾従事於民族主義為諸君所勧迎、此誠足為我国賀也、願諸君之来日本也、在吸取其文明

也……中略……鄙人去日本未二年耳、再来、而迥如隔世、前之馬車、今已悉改為電車矣、謂数年後之中国而仍如今日之中国、有是理乎、中国土地人口為各国所不及吾儕生存中国実為幸福……西人知我不能利用此土地也乃始狡焉思逞、中国見情事日迫、不勝危懼、然苟我発憤自雄、西人将見好於我不暇遑敢図我、不思自立、惟以懼人為事、豈計之得者耶、所以鄙人無他、惟願諸君将振興中国之責任置之於己身之肩上、昔日本維新之初亦不過数志士為之原動力耳……以吾儕今日為之、独不能事半功倍乎、有謂中国今日無一不在幼稚時代、殊難望其速効、此甚不然、……又謂各国皆由野蠻而専制、専制而君主立憲、由君主立憲而始共和次序井然断難躐等、中国今日亦祗可為君主立憲、不能躐等而為共和此説亦謬……語日取法乎上、僅得其中、択其中而取法之、是豈智者所為耶、鄙人願諸君於是等謬想、淘汰潔浄、従最高之改革着手則同胞幸甚」（中国国民党史稿第一篇第二章）

と呼びかけ、反響多大なるものがあつたという時期であり、興中会、華興会、光復会の三者合同のうへにたつこの中国革命同盟会が「顚覆現今悪劣政府、建設共和政體、維持世界之真正和平、土地国有、主張中国日本両国之国民的連合、要求世界列強賛成中国之革新事業」（同右書第二篇第二章）の六大主義を標榜する機関紙民報を発行し、人類究極の理想社会のありかたとしては「大同の世」を肯定しつゝも中国の現状からしては種族革命、社会革命の必然性なしとして、むしろ、民族資本の育成と開明専制主義乃至は立憲君主制の確立を「政治革命」として積極的に提倡し続けた新民叢報（光緒79号～32年96号）との間に激しい論戦を交へつゝ、留日学生界を主要対象として活発な啓蒙運動に挺身し、32年には、早くも留日学生総数一万四五千名のうち「加盟者已逾万人」（自伝）と誇稱される、文字通り「人之意表」（自伝）に出づる進展ぶりを示した時期に当つていた。つまり、「自伝」的立場からすれば、「革命進行最艱難困苦之時代」から「革命風潮一日千丈」「始信革命大業可及身而成矣」時代へと大きく動かんとする秋であり、新民叢報の影響から民報の啓蒙裡へと移行する際でもあつたわけである。

とくに、沢柳局長談にもふれられていたテロ行為は、ストライキの当初、執行部の統制力強化の為に配置された五〇八名の糾察員の行状なのであるが、その母体は問題落着の最後に於て程家檉らの學界調停会が成立し硬派の解散が命ぜられる迄闘いつゞけた「敢死会」（毎日新聞12月12日、14日、15、18日）なる急進派であり、彼等は何れも革命派の影響裡にあつた私費留学生であつたらしい。

一体、私費留学生の起源は、私見によれば、光緒27年5月の前述した第一次変法会奏に謂う「奨励遊学」の項の

「如有自備資斧出洋遊学、得有優等憑照者、回事後覆試相符、亦按其等第作為進士挙真、如此則遊学者衆、而経費不必盡由官籌、蓋遊学外国者、但籌給経費、而可省無数之心力、得無数之人才、可謂善策矣、若自備資斧遊学者、准接憑照優奨録用則経費並不必多籌、尤善之善者矣」（光緒政要巻二十七）

を初見とし、遊学派遣目的は官費生と全然同一乍ら、経費面に於て官費を省かん為、「善之善者」として、云はゞ、事半功倍の尤なる

ものとして、補充的意味を帯びて登場したのが、元来の性格であつた。それが、年々歳々増加して「奴才初抵任時、在東官費自費学生僅逾千人、日増月盛、迄於今日、已至八千余人云云」（光緒朝中日交渉史料巻69五〇八九）となり、全留日学生界に占める比率も、大凡、三割前後（行人失辞、順天時報1636、1517、1609号）を上下していたらしく、事件当時は、若し毎日新聞（12月12日）を信ずるとすれば、八千餘名のうち「十中の七八は自費生」という激増ぶりでさへあつたことになるが、この私費留学生が、とくに、積極的に反抗の烽火をあげていた点は注目に値する。その事情を毎日新聞（1512日）は、「該規程に対する留学生側の不平は「私費留学生と雖も其本邦学校に入学せんとするに際しては清国公使の証明を受くべし」と云ふ点にあり、蓋し、此規程を励行せらるゝ場合とならんか清国私費留学生の大部は所謂清国公使館に制肘をうけ学問の自由を失ひ終には日本游学の目的を達する能はざるに至るの恐れあり云云」即ち、省令の公布は私費留学生の拘束抑圧にそのねらいがあるからだと述べている。

その初め、清廷によつて一石二鳥の策として熱心に奨励され、其の結果、年毎に増加の一途を辿つてきた私費留学生が、逆に、現在は危惧限制されようとしているというのである。在来、比較的放任されてきた私費留学生に対し、日本文部省の規制力を通じての清国公館即ち北京政府の統制支配、それが反対の理由だというのである。而かも、既にみた通り、文部省側の見解は、「堕落留学生の刷新を謀らんとしたるもの」以外の何物でもなく、その「堕落留学生」とは「箸にも棒にもかゝらぬ者」であり「各種の営利学校に入りて放縦淫靡学生の本分を忘るゝ者」に外ならなかつたし、事実、デカタンスと革命化とが清末留日学生界の二大現象でもあつた。とは云へ、留日学生側が堂々反駁した如く「九千の学生中豈に多少の悪劣書生の側列するなからんや……未だ以て省令発布の理由となすに足らず」であり、陳天華身を以て「放縦卑劣」の一語に抵抗し、（新民叢報）、程家檉また「嗚呼放縦卑劣は清国人の特有なる乎、仮りに千百歩を譲り吾が留学生は悉く是れ放縦卑劣の人とするも同盟休校と何の関係ありて茲に放縦卑劣を云云する……吾人は士君子の態度をとつて本件を終始せんことを揚言す」（朝日新聞12月10日11日）と声明を発した経緯に鑑みれば、所謂堕落学生の正体は、デカタンスであるよりも実は革命化に焦点がおかれていたとすべきであり、このいみに於て、木場次官の「尚ほ留学生中革命派に属する者多く此等は慥かに今回の省令によりて大打撃を蒙りたるに相違なく云々」の、恰も副次的所産かの如き口吻は、留日学生界の見解⑥の(七)と併考する時、「在東京孫逸仙の親友某」が、たとへ「支那学生事件に就て孫逸仙の為めに弁証」（朝日新聞12月16日）したにせよ、該事件紛糾の真相解明の手がかりを与へるものとして観過し能はぬ処といへよう。されば こそ、(ロ)の④に於て、或は、朝日新聞（1712日）所載の、新聞記者会見談に於て、程家檉、張継らが「政治経済法律の学問を修むる者は動もすれば本国政府に憚ばれざる傾向ありて革命分子を以て見らるゝ者多くは此連中に在り、革命派などとは思ひもよらぬ学生にして政治法律を修めたる為め嫌疑をうけたる如き類もあり云云」と陳弁これ努めたのではなからうか。

ところで、如上、留日学生革命化抑圧の問題と関聯して、興味ある記事は、読売新聞（1012月日）所掲の「此問題に就ては学生等の主張する処大いに理由ありと謂ふべく其真原因は我内田公使と張総督との間に締結せし学生取締に関する条約にあり云云」という「某政客と清国学生問題」である。而も、こゝで暴露された、該省令公布の背後には内田公使と張之洞とが動き、日清両政府当局の協商事実が介在しているとの説は、二六新聞（1612月日）が「清国留学生問題」に於て「留学生と日清協約」「府知事の通牒」の見出しで、又、万朝報（1912月日）が「学生取締日清協商」の存否」と題して、より詳細且つ具体的に論述し、新民叢報の「特別論説」にも言及して居り、動かすべからざる事実の如くであつたが、何故か、文部省当局は「全然之を否認し」外務省は、「張之洞が清国政府を代表して一の学生取締覚書を作り之によつて留学生を取締られたしと申越した」点は承認しつゝも「協商は全く無根」とし、唯「学生の革命的気風に浸染するを取締るの必要は外交上之を認むる旨答へた」（万朝報）という。

こゝに伝へられる「学生取締日清協商」とは、かねて、日本留学生とくに法律政治専攻並びに武科の学生が帰国後革命的言動を為す傾向を憂慮していた清廷が、張之洞の建策を容れて彼に法律政治武科専修学生の制限を主眼とした取締規則を立案せしめ、之を、我が内田公使に相談する処があつた。内田公使は一旦之を拒絶し乍らも、日本留学畢業生に官吏任用の特権附与を交換条件として、原案に多少の修正を施し遂に之を承認し、光緒29年（明治36年）日清協力による留学生取締規程が成立を告げたのであつた。だが、日本政府は、該規程が学問の自由の制限である点を憚り、単に一片の通知書通達を以て事態を糊塗すべく試みたが、清廷の強硬な督促に、省令第十九号の「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規定」を公布せざるを得なくなつたのだ、という経緯をさすのであつて、万朝報は、36年（光緒29年）に於ける犬養毅と大石正巳の張之洞会見談をあげて「日本に於ける清国学生取締の為め内田公使と協商を為し先刻成立したりと告げ且つ清国にては学士の需用は限りあり特に政治法律の学生は需用に過ぐれば却つて不平を醸成し革命を惹起するの虞あれば今回の協商は全くこの不平者を取締るの目的に出でたるものなりと打明けて語りしことあり」（1921月日）と記し「此の事以て既に日清協商の存在を証明するに足る」とし、更に、犬養毅の桂首相小村外務大臣との問答に及び、小村外相の首肯事実を語り、今次紛擾に際しこの政府当局の「協商打消」を「卑劣千万」ときめつけて居り、二六新聞は、日清協商の経過に就て、「我政府に於ても余り之を必要視せざりしも内田公使は清国多年の宿弊たる科挙廃止を断行するの機を作りて大に外交上の技倆を示さんとする下心あり兎に角多少の修正を加へて之が成案を得た」由をあげ、その後の事情を「此交換問題たる科挙廃止は清国政府已に之を実行し特に日本留学者の為に昇進の途を開きしに不拘、我当局者は協約の条文を実行する色なきより心中不平を抱き居りたる際、日露講和の結果北京に於ける日清協商となりしかば清国政府も此機に乗じて激しく我当局者に迫り来り我政府も一瑣事の為めに累を現局

に及ぼさんことを憂ひ遂に彼が如き省令を公布して此紛擾の端を醸すに至りしなり」、と述べて、省令公布を、該紛糾とほゞ時を同じくして北京に於て進行中の満州に於ける諸権益問題を中心に展開された日露戦争の善後措置としての小村特命全権大使以下の日清外交折渉との関聯に於て説明を加へている。事実が果して二六新聞所論の通りか否かは遽に断定し難いとは云へ、明治37年10月6日（光緒30年9月）東京府知事が「三甲第六九三二号二」を以て、主務官庁の命のまゝ

「今般清国政府に於て本邦に留学する同国学生の取締及び奨励に関し在清国及び本邦公使と協議のうへ別紙の通り規定致候」（万朝報12月19日）なる通牒を府下各学校に発送し「爾今留学生の取扱ひは該規程に準拠すべき旨」（二六新聞同月12日）訓令し、その通牒には、

約束日本游学生章程（万朝報12月19日）

一、日本に前往する遊学生は官費私費を論ずるなく並に日本官設私設学堂を論ずるなく均しく出使大臣総監督（現在清国公使楊枢学生総監督を兼ぬ）の公文保証して送るに非ざれば修学を准さず

一、学生過犯及び品行不正の者あるを査し中国出使大臣総監督の該学堂に知会して斥退を為すを請ふことあらば日本学堂は応に即ち照弁すべし如し

日本官私立学堂並に照し行はず仍留学を聴す者は畢業の後亦た概して給するに奨励を以てせず

一、日本国家大学堂及び程度相当の官設学堂に在ること三年にして畢業し学士文憑有るを得る者に翰林出身を以てす

一、日本国家大学院に在ること五年にして畢業し博士文憑あるを得る者給するに翰林出身を以てするの外並に与るに翰林升階を以てす

以上列する所の外文部大臣指惟する所の私立学堂に在りて畢業する者は其学与所の程度を視て一体に挙人出身或は拔貢出身を酌給す

（因みに記す。右章程は修正を加へたるものにして原文には政治法律及び武科の生徒に限り適用する旨規定しありしなり）

と明記してあつたにも不拘、「一応我各学校へ通知したるのみ」（同右）で放置されてあつたものを、明治39年1月から実施するとして、文部省令を11月2日づけで公布し、紛糾をみるや「説明書」を出して修正を施し極力留日学生の誤解を釈くべく受身的努力を続けた文部省が、かねて斡旋盡力中の長岡護美子爵に対し、「二十二日を以て此の上彼の省令を廃止するが如き事は断じて為さず自今益すこれを励行すべき旨」明言し、俄然強硬な態度に転じた事実を、交渉を重ねること前後二十回、明治三十八年十二月二十二日漸く調印の運びに至つた北京に於ける日清協約折渉の期日と併考するとき、事は必ずしも無根とは云ひ難かるべく、これは又、順天時報1140号が

「現時小村大使駐於北京会議満洲条約、固無関於此事、然於議約完結之後、可将留学生教育之事、相与妥商、当此中日邦交漸形親睦之時、彼必慨然承諾、定以善法、是為中国教育開拓光明之地、又奚不可哉」（論駐東留学生宜如妥商）

と結んだのと相照応する処でもあらう。

以上は、日本諸新聞の記事による論考であつたが、如上の学生取締日清協商の問題に就ては、少く共、29年に於ける張之洞と内田公使との緊密なる協商の事実に関する限り、中国側史料の厳然と物語るところでもあつた。

結論的に云へば、光緒29年8月、張之洞の原案になる、留学生全般を対象とした「約束游学生章程」「鼓励畢業生章程」各十ケ条と私費留学生を特定対象とした「自行酌弁立案章程」七ケ条がそれであり、該案作成に至る経緯に就ては、所謂呉孫事件を契機として留日学生の動向に憂慮した北京政府（「新裁約章大全巻四十日本国部游学門」「東倭日本大臣覆奏遵旨查辦日本游学生聚衆滋事情形摺」）が、外務大臣小村寿太郎、駐清公使内田康哉及び嘉納治五郎ら教育関係者等日本朝野のすゝめに従ひ、直ちに対策に着手し、取敢へず、28年四品外務部員外郎汪大燮を日本游学生総監督に任命して留日学生管理の直接事務責任者たらしめ（光緒朝中日交涉史料巻66四八二六）同時に、日本外務省文部省及陸軍参謀本部との間に留学生に関する諸規定立案の折渉をも開始したのであるが（「新裁約章大全巻四十日本国部游学門」「外務部奏調簡派日本游学生総監督」）、翌29年4月から張之洞がその起案に当り、同年8月、原案作成を終つて、之を北京政府関係当局及駐清公使内田康哉との屢次の協商にかけ、ついで、日本政府並日本諸関係学校長との合同会議を経、慎重協議を重ねて決定をみたもので各章程公布の理由、目的に関しては、「伏査、游学日本学生、年少無識惑於邪説、言動囂張者固屬不少、其循理守法潛心嚮学者亦頗不乏人、自応明定章程、分別懲勸、庶足以杜流弊而取真材、当即酌擬約束游学学生鼓励畢業生章程各一通、……擬定約束章程十款鼓励章程十款又另擬自行酌弁立案章程七款、凡所以厳防範考察之方、広鼓舞裁成之道、綱領粗具、於是從此切実施行則以後游学生護符逃籍失所憑依、已往者当知歛戢、続往者亦有範囲、上以示朝廷彰癉之公、下以昭学術邪正之弁、庶足以挽横流而宏造就云云」（「新裁約章大全巻三十八日本国部游学門」「軍督張奏約束鼓励赴日游学弁法章程摺」）と縷述しているところに明らかと云へよう。

張之洞と内田公使との数次に亘る緊密な折渉経過に就ては、張文襄公全集（巻二百二十書札七）の「致瞿子玖鹿滋軒」二通（21年7月15日）と「致瞿子玖栄華卿」二通（29年11月20日 7月17日）と「復外務部」（29年9月8日）とに詳見出来るが、概要は、「約束游学生章程」立案に際して、問題となつた「不安分留学生宜遣回」の一条と「私学奨励応与官学有別」の一条、或は「保送学生」「斥退学生」に就ての質疑応答、折渉経過の報告、並びに「鼓励畢業生章程」作成の経緯に於て、例へば、内田公使の「必有奨励章程、乃有助中国実行約束之法云云」という語などが記されてあり、如上の日本諸新聞の記事を裏書きしていると云へる。

かくて、29年の三章程は、充分なるいみに於て、日清両国政府の協力肢であり合作の所産に外ならなかつた。ところで、この張之洞が省令公布にからむ該紛糾をいかに観ていたかは、張文襄公全集（巻一百九十五）電牘七十四「致東京李監督宝巽転文湖北衆学生」（31年11月12日辰刻発）「致東京李監督湖北委員雙守寿等」（31年11月25日亥刻発）「致東京李監督湖北委員雙守寿等」（31年12月20日丑刻）、とくに、「致成都錫制台開封陳撫台済南揚撫台貴陽林撫台」の

（31年11月29日玄刻発）「蓋此次中國学生八千余人先後全行退学、実為革命党所煽惑威逼、其中脅徒者十之九、倡首滋事者不過十之一、特以乱党凶燄過甚、良善不能与抗、欽使監督避禍不遑、無從理論諭、近日本学生伝来薬水印革命大機会一紙、種種逆謀真情畢露実堪髮指」や、順天時報1180号の「本部堂査閱学生各項公啓、竟有明言此乃革命大機会、宜乗此藉端脅衆作乱詞語悖逆公言不諱、諸生等想已共見周知云云」（32年1月13日「服官保衛愿留学生文」）というに盡きる様であつて、こゝから逆推しても、三章程の内容が了解出来ると思うが、更に、章程に就て、具体的にその内容性格を検討してみよう。

(イ) 約束游学生章程

一、此次章程奏定後、以後続往日本游学学生、無論官費生私費生並無論日本官設学堂私設学堂、均非出使大臣総監督公文保送、不准収学而該官私学堂百行収留者、将来畢業概不給以奨励

一、総監督保送学生入私設学堂、須経文部省認可、其教育程度与官設学堂相等者、方為合格、惟経文部省認可之専為中国学生設立之予備学堂（如宏文書院等）其章程雖多変通亦可保送、其奨励年限応帰普通高等各学堂核計

一、游学生在学堂中、品行応帰学校考察、其在外言動挙止如有不軌、於正之拠経中国出使大臣総監督察訪得実、随時知会該学堂商酌、務滅其品行分数

一、游学生在各学堂非実有病症、概不准輪易、請假出外及雖在学堂而託故不上講堂、応請与日本学生一律督責勿稍寛假

一、学生在学堂時、応以所修学業為本分当為之事、如妄発議論、刊布干預政治之報章、無論所言是否均属背其本分、応由学堂随時考察防範、不准犯此禁令、如経中国大臣総監督察訪留学生中有犯此令之人、随時知会該学堂応即到切誡諭学生、立即停輟、如有不遵即行退学

一、凡現在已留学堂学生、無論官費私費生、査有過犯及品行不端者、経中国出使大臣総監督私会該学堂、請為斥退者、日本学堂応即照弁、如日本官私学堂並不照行、仍聴留学者、畢業後亦概不給以奨励

一、各省所派官費生及私費生往日本游学者、経本省督撫、査有不安分品行不端之人、随時咨明中国出使大臣総監督、転達日本各学堂、請為斥退者、日本各学堂亦応昭弁

一、学生於功課之暇、如有編輯教科書及訳録所習科学之講義及繙訳、有裨実用之書、自不在禁例、此外無論何等著作、但有妄為矯激之説、紊綱紀害治安之字句者、請各学堂従厳禁阻或経中国大臣総監督、査有憑據確係在日本国境内刊刷翻印者、随時知会日本応管官署商酌弁法、実力査禁其汚蠟人名節者、経本人或本人委託之人、按律在日本応管官署指控査実後仍行懲弁

一、中国游学生会館辦事、有紊綱紀害治安及不安分之事者、応由出使大臣総監督咨会日本応管官署随時査禁、厳加裁制、務期杜絶流弊

一、凡現在日本各学校及已経退校之中国留学生、如確有紊綱紀害治安及不安分之事者、応由該官員厳加約束、如察其無悛致之望者、即行勒令回国、不准稍有逗遛

これに依て、我々は、駐日欽使留学生総監督が全留日学生に対して生殺与奪の権を附与され、留学生界が全面的に清廷の厳重な統制管

理下に置かれんとする運命にある事を指摘出来るのであるが、全項のうち、第一第二第四の三条を除き他の悉くが、学生の本分、品行問題にふれ、而も所謂本分が学業の専念にある故所論の内容如何を問はず事苛くも政治に言及すれば直ちに所定の手続きを経て処罰するという第五項に鮮明な態度を基調としたものであつてみれば、本章程の性格がどの様な内容であるかは最早や自明としなければならない。

(ロ) 自行酌辨立案章程

一、現在已入日本官私学堂之中国游学生、章程内已定明、無論官費生私費生、均由出使大臣総監督、查有過犯及品行不端者、知会該学堂請為斥退、応即責成出使大臣監督、将現在日本各省之游学生、確加考覈、択其言行端謹、安分用功之学生、従前未有公文保送者、飭伝各該学生報明三代籍貫、年歳出身、取具遵守約束甘結彙列各該生姓名籍貫補具公文、分別保送各該学堂、准其留学、其素不安分、有拠可憑之学生亦即用列名姓、備文知会各該学堂、請其即行斥退、仍将留学退学各該学生姓名籍貫咨明外務部並管学大臣暨各学生原籍省分督撫查考

一、将来游学日本之各省学生、章程内已訂明、非出使大臣総監督公文保送、不准収学、並訂明私設学堂須経文部省認可、其教育程度与官堂相等者、力為合格、応即責成出使大臣総監督、嗣後游学生入学、須先儘官学堂保送、一面確切訪查文部省認可之各私設学堂、其一切教育管理之法、是否認真其程度是否果与官学堂無異、細為比較、択其名誉最優、確実可信之私学堂、始准保送学生入学、仍酌定限制、毎年保送留学生入日本私設学堂者、其人数経多不得過官学生之平以昭慎重

一、此次定章以後、各省自備資斧出洋之游学生、応先由其家父兄或親族、呈報本籍或留寓所在地方官、查明本生実係性質馴良、文理明順者、准其申送該省学務処、詳加考験、稟請督撫、覆核給発咨文転給該学生領資出洋、各衙門弁理出洋学生文件、不准書吏需索分文

一、凡不遵約束不安本分之学生、商明日本各学堂斥退後、応由出使大臣総監督、隨時厳密稽察、其無悛改之望者、務須查照現定章程、商請日本該管官署勒令該学生附船回国、一面分別所犯輪重、詳叙事由、咨明該学生原籍督撫酌量弁理、並善明外務部管学大臣查考

一、保送学生入日本各学堂、除農工商各項実業学堂及文科理科医科各専門不限人数外、其政治法律武備三門、宜分別限定名数、毎年祗准保送若干名武備一門非官派学生、不准保送、政治法律両門亦先儘官派学生保送、如自費生本係職官請咨前往者、不在限数之列

一、在日本私設学堂畢業回国之学生、除由出使大臣総監督確查其平日品行果係端謹、科学果係優嫻、始准保送進京候考外、応請欽派大臣考察試験時格外認真查核其品学業兼優者、自応与官学堂畢業生一律給奬、勿庸加以区別、如品行実有可議、科学程度実有不符、即酌量減其奬励以示区別

一、凡各省選派官費学生出洋遊学、俟畢業回国後、無論得何行奬励、均須在本省当差五年以盡職務、五年期内概不准另就他省差役、他省亦不得遽請調往差委

こゝには、人選に慎重を期する清廷の態度と官費生優先の立場とが判然と呈示されて、私費留学生抑制の意図が、政治法律武科の部門に端的であり、武科の如きは、きつぱりと私費生入学の途を遮断している点、充分留意されてよいと思うが、その然る所以が、「惟

是学陸軍者毎歳所費較多於学文科者数倍、非自費生所能備弁、似宜以官培植之俾資造就」（新纂約章大全巻四十出使日本臣揚枏陳兼管学務情形摺）を一つの理由としたにもせよ、之を既述の留日学生の動向と自費生をもこめての清廷の留学奨励の根拠、該章程立案過程の事情とに鑑みるならば、所詮は「曩然不靖流弊甚多」（既出）という趨勢がより根抵的積極的理由として首肯されざるを得ないであらう。

かくして、当時の清廷は、一面、取締規則を厳重にして留日学生とくに私費生の身辺に拘束を加へると倶に他面、内田公使の提案による「鼓励畢業生章程」を好餌に留日学生を自家薬籠中のものとすべく真剣な措置に腐心しつゝあつたと要約出来る。

四

以上、縷説し来つた処を一括すれば、義和拳匪事件から日露戦争直後に亘る清末留日学生は、資本主義が漸く帝国主義段階に到達しようとする明治日本の韓満に基盤をおく東亜経綸の中心課題たる対清友好策の一環たる文教対策を縦とし、日清戦争以後所謂次植民地の危機にあへぐ清朝が深刻化する現実に対処してなほよく征服王朝としての自家保全の為に、革命に非ずして「変法自強」をこそ焦眉の急務とすべく迫られ、その必須的先決課題としての西学攝取の「権宜の法」を横として、云はゞその交叉点上に生み出された宿命の児であつた。元来が、そうした宿命を荷つていた児であつたが故に、その出生児が、まさにしかあらねばならぬ嫡子的性格のワク外へ逸脱し、勝手に鬼子的方向へと独歩する権利を要求し出すとき、そこに当然、危機が孕まれてくる。所謂留日学生の取締規則事件紛糾の真相乃至は省令をめぐる誤解問題の集点も、所詮は、かゝる視野に於て把握されねばならない。換言すれば、該事件は、中国革命同盟会の成立に、最も鋭角的に具象されている如く、日露戦争を転機に共和民族革命への志向次第に現実化して打倒満清へと進み、戦勝国日本の満韓への膨張を眼前にし乍らその故にいよ〳〵之に触発される民族危機意識が、留日学生の動向を清朝への信頼協調から漸次、絶望的対決へと推移せしめ、シナと清朝との判然たる区別にたつ新しき中国の民族的国家的ありかたを追求しようという趨勢にあつた激増する留日学生八千を対象として、表面、純教育的見地からする善導誘掖を理由として合法的独自的な立場に於て、而も、内実は、28年の所謂呉孫事件を契機に俄かに緊張した清朝と対清友好を国是とする日本帝国政府との29年に於ける「約束游学生章程」「自行酌弁立案章程」「鼓励畢業生章程」結実以来の、可成りに緊密な相互了解のもとに、留日学生のデカタンスよりもむしろ革命化の動向を阻止すべく意図した、文部省令第十九号「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」の公布をめぐつて惹起された紛糾なのである。

してみれば、それは、古き中国の解体過程に於て当然起るべくして起つた不可避的事件の一駒であり、新しき中国の黎明をよぶ清末

留日学生史上の貴しき抵抗の記録であつたのみならず、素朴乍らも、所謂反帝反封建運動の先駆的出来事として今日にその生々しい系譜をあとつけてゐることは云くたいであらうか。

（昭和二十八年三月十八日稿了）

Character of the so-called "Chinese resident students in Japan superrising rule accident" (1906)

—An aspect of the inter-relation between those students and the Song-Yat-Sen (孫逸仙) Revolution—

K. Nagai.

This article is aimed to axplain the character of the so-called "Chinese resident students superrising rule accident", resulted from the promulgation of a rule pertaining to Chinese student's entry into Japan's school (Ministerial Ordinance of the ministry of Education, No. 19, dated Novenber 3, 1906). This is a Collateral part of my main study of the inter-relation between those students and the Song-Yat-Sen (孫逸仙) revolution, which put an end to the last dynasty in China. The Gist of my enclusion is summarized as following.

There were obviously two types among chinese Students who were studying in Japan in the middle Age of Meiji. -The one is decadant and the other revolutional. The Japan's Ministry of Education promulgated a rule to guide the former in Compliance with the true object of foreign resident students system. However, the rule, in reality, resulted in giving many disadvantages to the latter, despite of strong denial of the Ministry. Ultimately all 8,000 Chinese students, declaring democratic rights of freedam, protested against the Ministry with the long 40 day's strike. Historical materials call us to pay keen attention to the fact that the Ministerial rule was promulgated to restrict their revolutional activities against Shincho (清朝) under the disguise of guidance of the decadant students, through close mutual Cooperation of the two goverments.